

第8期恩納村障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務仕様書

1. 業務名

第8期恩納村障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の基本指針に基づき、地域の実情に合わせて障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を示すとともに、また、本村の総合計画をはじめ、その他関連する個別計画と整合性を保ちながら、本村の障がい者(児)の状況を踏まえた施策を検討し、計画を新たに策定するものである。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務委託

業務内容は下記のとおりとする。

(1) 現計画の評価(第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画)

障がい福祉計画・障がい児福祉計画期間中における障害福祉サービスの実績をもとに計画の評価を行う。

(2) 障がい者等を取り巻く現状と課題の把握

既存の統計データ等の整理・分析をはじめ、関係団体等へのヒアリングを実施するなど、本村における障がい者(児)を取り巻く現状・課題について整理する。

(3) 国・県の計画及び関連計画等との整合性の整理・検討

国の基本計画及び基本指針並びに県の計画を基本としつつ、本村の総合計画をはじめ、関連計画との整合性を図る。

(4) 計画案の作成

計画の基本的考え方(基本理念・基本目標)をはじめ、施策の検討、障がい福祉サービス等に係る見込み量及び確保方策など、計画案を作成する。

- ①計画の総論(基本理念・基本方針等)
- ②成果目標の設定及び成果目標確保方策
- ③活動指標の設定及び確保方策
- ④地域生活支援事業の見込みと実施方針
- ⑤その他必要事項

(5) 会議の運営支援(2回程度)

計画の策定にあたり実施する会議の資料作成をはじめ、会議への参加、議事録の作成など、会議の運営支援を行うものとする。

(6) 計画の取りまとめ

上記の(1)から(5)の作業等を踏まえて第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画としての取りまとめを行う。

5. 成果品

本業務の成果品として以下のものを納入するものとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| ①計画書(一般製本) | 100部 |
| (A4判/100部、表紙：フルカラー、本文：モノクロ) | |
| ②上記電子データ(CD-Rなど) | 1枚 |